

生活保護業務に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す。

## 【仕様の定義対象について】

### (1) 中間標準レイアウト仕様として定義しているもの

- ・ 介護事業者情報、調査依頼先情報、生活保護者情報、生活保護者世帯情報、ケースワーク情報、給付・医療・介護情報、生活保護者共通関連情報
- ・ 税の更正期間を考慮して、5年分の移行を標準とする。

### (2) 中間標準レイアウト仕様として定義していないもの

- ・ 上記5年分の移行対象期間を過ぎたデータ(保存期間を過ぎ、移行先システムでは必要ないため)
- ・ 税情報、国保情報、年金情報、介護情報の他業務と連携して取り込む情報(データ連携により、移行可能なため)